本則による改正(地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号))(抄) 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年総務省令第二十六号) 新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		改	正	前	
附則	附則				
(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)	(政令附則第十一	条第二項第一号の倉庫等)	号の倉庫等)		
第六条 略	第六条略				
2	2 5 76 略				
77 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定める					
ものは、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十					
九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型					
保育事業の運営費に係る補助とする。					
(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)	(政令附則第十六	十六条の二の八第	- 項の施設等)		
第十二条の三略	第十二条の三略				
2~3 略	2 3 略				
4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも					
のは、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する仕事・子					
育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする					
0					